

公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構
M I C E開催支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「機構」という。）が、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、玉城町、度会町の6市町（以下「伊勢志摩地域」という。）へのM I C Eの誘致を積極的に図ると共に、伊勢志摩地域で開催されるM I C Eの円滑な運営に資することで、伊勢志摩地域の経済活性化及び文化の向上に寄与することを目指すM I C E開催支援（以下「支援」という。）の取り扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてM I C Eとは、M e e t i n g（企業の会議等）、I n c e n t i v e t o u r（報奨旅行、研修旅行、招待旅行等）、C o n v e n t i o n（総会、学術会議等）、E v e n t・E x h i b i t i o n（各種イベント、展示会等）等の催しをいう。

(支援の内容)

第3条 支援の内容は次に掲げるものとする。

- (1) M I C E開催助成金（以下「助成金」という。）の交付
- (2) M I C E開催サービス（以下「サービス」という。）の提供

(支援の対象)

第4条 支援の対象は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 伊勢志摩地域を主会場として開催されるM I C Eであること。
- (2) 三重県を含む3県（国外からの参加者については、1国を1県とみなす）以上の参加者で構成されるM I C E、または三重県外の参加者のみで構成されるM I C Eであり、参加者が100人以上であること。
- (3) 三重県、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町又は南伊勢町から補助金や負担金、助成金等の支援を受けていないもの。ただし、三重県が支援する国際会議についてはこの限りではない。
- (4) 営利を主たる目的としないもの、娯楽旅行を主たる目的としないもの、政治的又は宗教的活動を主たる目的としないもの、ならびに公序良俗に反すものや社会的悪影響を及ぼす恐れのないもの。

2 前項の規定にかかわらず、特に会長が必要と認めたもの。

(助成金の額)

第5条 交付する助成金の額は、別表1「助成金交付基準額表」により算出する。

(サービス提供の内容)

第6条 提供するサービスの内容は、別表2「サービス提供の内容」による。

(支援の申請)

第7条 支援を受けようとする者は、原則としてMICE開催の前年度11月末日までに次の書類各1通を添えて機構へ申請するものとする。

- (1) MICE開催支援申請書(第1号様式)
- (2) MICE開催要領または開催計画書(任意の様式)
- (3) MICE収支予算書(第2号様式)
- (4) 団体の定款あるいは規約等
- (5) その他必要な書類

2 前項の規定にかかわらず、予算その他の理由により機構は別途期日を定めて申請を受け付けることができるものとする。

(支援の決定)

第8条 前条の申請があった場合、機構はその内容を審査し、適当と認めるときは予算の範囲内で支援の実施を決定し、申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

第9条 前条の規定により支援実施の決定通知を受けた申請者は、申請した内容に著しい変更が生じた場合、速やかに変更申請書(第3号様式)を機構に提出しなければならない。

2 機構は、前項の申請があった時は、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは支援の変更又は中止の決定を行い、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 第8条の規定により支援実施の決定通知を受けた申請者は、申請を取り下げようとする場合、速やかにMICE開催支援申請取下届(第4号様式)を機構に提出しなければならない。

(実施報告)

第11条 支援を受けた者は、MICE終了後1ヶ月以内に、次の書類各1通を機構に提出するものとする。

- (1) MICE実施報告書(第5号様式)
- (2) 参加人数等事業実績を証する書類(第6号様式)
- (3) 収支決算書
- (4) 主催者アンケート
- (5) その他必要な書類

(助成金の額の確定)

第12条 機構は、前条の規定する実施報告の提出を受けたときは、その内容を審査し、MICE実施の成果が支援の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 機構は、前項の審査を行うに際して、必要に応じて証拠書類の提出を求め、現地調査等を行うことができる。

(助成金の支払い)

第13条 支援を受けた者は、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付申請書（第7号様式）を機構に提出しなければならない。

(その他)

第14条 支援の決定を受ける者は、機構の後援名義を使用し、印刷物等への表記に極力努めるものとする。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 助成金交付基準額表

参加者数	助成金額	
	1日開催	2日以上開催
100人以上 ～ 300人未満	50,000円	100,000円
300人以上 ～ 700人未満	100,000円	200,000円
700人以上 ～ 2,000人未満	150,000円	300,000円
2,000人以上	200,000円	400,000円

別表2 サービス提供の内容

項目	内容	備考
主催者等への資料の提供	主催者等に対し、会場、宿泊施設、観光関連等の各種資料を提供。	ガイドブック、パンフレット等
会場の紹介及び調整	開催施設等への連絡及び調整。	
事前視察への協力	会場、MICE開催後の観光等の選定に伴う、主催者の事前視察に同行し助言等を行う。	旅費、宿泊費は支給しない。
関連業者等の紹介	旅行会社、宿泊、運輸、印刷、物品調達、郷土芸能等の関連事業者等を紹介。	
関係行政団体等との連絡調整	県、市町等行政への後援名義の依頼や、その他の連絡調整。	
MICE開催後の観光の紹介	MICE開催後の観光等の紹介と提案。	
報道機関等への広報宣伝	開催されるMICEの報道機関への連絡調整。	
歓迎看板等の掲示	歓迎看板を当機構が指定する場所に無料で掲示。	2枚まで。
各種パンフレット及びビニール製手提げ袋等の提供	MICE参加者に対し、観光パンフレット及び資料用ビニール製手提げ袋を提供する。また、希望により有償にて紙製手提げ袋を提供する。	
ボランティアガイド等の紹介	観光時のボランティアガイド等の紹介。	ボランティアガイドの移動費用等、実費負担の必要な場合あり。
その他	MICE主催者からの要望があり、かつ当機構で対応可能な場合は、適宜応じるものとする。	